

バンケットサービス業務におけるマスク着用の考え方について

日本バンケット事業協同組合

政府は新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を変更し、令和5年3月13日よりマスクの着脱については、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とすることを決定しました。

当日より、マスクの着用は個人の判断に委ねられますが、事業者については、感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることはありうるものとしております。

上記を踏まえ当組合にて定めたガイドラインについても、以下の通り変更いたします。

バンケットサービス業界では、サービスの特性上、三密（密閉、密集、密接）を避けることが難しいと考えられますので、利用者または従業員にマスクの着用を求めることはあり得ると考えます。

これらを踏まえ、令和5年3月13日以降のお客様及びスタッフのマスクの着用については、各施設・事業者にてご判断いただきますようお願い致します。

同時に組合のガイドラインも今までどおり適時活用し、安心・安全対策を怠りなく続けて頂きたい、ご協力のほどよろしくお願い致します。

参照：「マスクの着用の考え方の見直し等について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html